相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県にかほ市平沢字家ノ後一六番地一六、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小倉　三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十七日

秋田県にかほ市平沢字中町六四番地渡辺嘉宏司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　渡辺　嘉宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県珠洲市上戸町北方一字二番一地、最後の住所石川県珠洲市飯田町一六部一九番地一

被相続人　亡　坂　敬治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十七日

石川県金沢市大手町一五番三一号アイビーガーデン大手町三〇三号

相続財産管理人　山崎　正美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県牧之原市落居二九〇番地一、最後の住所静岡県牧之原市落居二九〇番地一

被相続人　亡　松下　敦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十七日

静岡県牧之原市波津一丁目一四番地一

相続財産管理人　堀池　勇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市東山区今熊野剣宮町二番地、最後の住所京都市伏見区深草大亀谷東古御香町五九番地六〇番地　特別養護老人ホーム京都老人ホーム　被相続人　亡　山口　歌子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十七日

京都市上京区上立売通大宮西入硯屋町二七九番地　相続財産管理人　山本　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県稲敷市中山二五八〇番地、最後の住所京都市伏見区淀本町一七三番地一〇ボウジャルダン淀城公園一〇二号　被相続人　亡　小菅　捷利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十七日

京都市右京区花園土堂町一六番地の一五

相続財産管理人　嵯峨　法夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府船井郡京丹波町水原前垣内二八番地、最後の住所京都府亀岡市大井町並河二丁目一五番一〇号　被相続人　亡　谷垣　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十七日

京都市北区上賀茂神山二四〇番地二

相続財産管理人　中村　善人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市東深津町七丁目二一五五番地、最後の住所広島県福山市東深津町七丁目九番九号　被相続人　亡　藤井　洋治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十七日

広島県福山市若松町一一番一三号松井ビル二階　相続財産管理人　弁護士　三谷浩二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県武雄市東川登町大字袴野一〇六三〇番地、最後の住所福岡県うきは市浮羽町朝田六五六番地　被相続人　亡　早田　裕子

平成二十二年三月十七日

京都市上京区上立売通大宮西入硯屋町二七九番地　相続財産管理人　山本　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県稲敷市中山二五八〇番地、最後の住所京都市伏見区淀本町一七三番地一〇ボウジャルダン淀城公園一〇二号　被相続人　亡　小菅　捷利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十七日

京都市右京区花園土堂町一六番地の一五

相続財産管理人　嵯峨　法夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府船井郡京丹波町水原前垣内二八番地、最後の住所京都府亀岡市大井町並河二丁目一五番一〇号　被相続人　亡　谷垣　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十七日

京都市北区上賀茂神山二四〇番地二

相続財産管理人　中村　善人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市東深津町七丁目二一五五番地、最後の住所広島県福山市東深津町七丁目九番九号　被相続人　亡　藤井　洋治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十七日

広島県福山市若松町一一番一三号松井ビル二階　相続財産管理人　弁護士　三谷浩二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県武雄市東川登町大字袴野一〇六三〇番地、最後の住所福岡県うきは市浮羽町朝田六五六番地　被相続人　亡　早田　裕子

平成二十二年三月十七日

事務所長崎市金屋町九番三二号ＫＹ中尾ビル二〇三号　相続財産管理人　江崎　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県別府市北浜一丁目七八番地、最後の住所大分県別府市北浜二丁目七番二四号　被相続人　亡　川本　哲彰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十七日

大分県別府市北浜二丁目一番一七号

相続財産管理人　佐藤　勝利

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成22年３月17日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社草塩建設　②北海道知事　胆振(2)第886号　③代表取締役　草塩忠幸　④北海道登別市中央町３丁目12番地４　⑤１千万円　⑥北海道知事　⑦北海道登別市中央町３丁目12番地４　株式会社草塩建設　代表取締役　草塩忠幸

①有限会社ライズコーポレーション　②千葉県知事(1)15425　③代表取締役　岡山学　④千葉市緑区大金沢町736番地　⑤1000万円　⑥千葉県知事　⑦千葉市緑区大金沢町736番地　有限会社ライズコーポレーション　代表取締役　岡山学

①シドニー投資有限会社　②東京都知事(2)79921　③取締役　森田威　④東京都港区赤坂一丁目11番44号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区赤坂一丁目11番44号　シドニー投資有限会社　取締役　森田威

①エルシーピー投資法人　②投法第33号　③執行役員　高橋正義　④東京都中央区日本橋一丁目５番３号日本橋西川ビル　⑤1000万円　⑥国土交通大臣　⑦東京都中央区日本橋一丁目５番３号日本橋西川ビル　インヴィンシブル投資法人　執行役員　芝辻直基